

# 平成 31 年度 松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的及び趣旨

松戸市では、国民健康保険加入者の疾病の早期発見・早期治療及び生活習慣改善による健康寿命の延伸をめざし、もって医療費の適正化を図るため、特定健康診査・特定保健指導を実施している。

今般、特定保健指導のうち「動機付け支援」を効率的・効果的に行い、実施率を向上させることを目的として、本市職員による実施、松戸市医師会への委託に加えて、事業者への委託を行うにあたり、経費だけでなく、実績や能力などを総合的に評価し優れた提案を採用するため、本業務委託に係る優先交渉事業者を、公募型プロポーザル方式により募集する。

## 2. 業務名称

平成 31 年度 松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託

## 3. 業務内容

平成 31 年度 松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4. 履行期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで

## 5. 履行場所

仕様書のとおり

## 6. 提案参考額

金 7,928,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。（次年度に実施が見込まれる費用も含む）

※提案見積書の作成には、仕様書「5. 対象者及び実施者数の見込み」の人数を用いることとするが、それ以上の実施を妨げるものではない。

## 7. 参加資格

- (1) 平成 30 年度・31 年度松戸市入札参加資格業者名簿に登録されていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 法律第 80 号）第 28 条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成 19 年 厚生労働省令第 157 号）に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成 25 年 厚生労働省告示第 92 号）に定める基準を満たしていること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム」（平成 30 年 4 月 厚生労働省健康局）に沿って特定保健指導を実施できること。
- (4) 特定保健指導に関する記録を電磁的方法として提供できること（厚生労働省が指定する XML 標準形式）。
- (5) 過去 5 年間に市町村国民健康保険の特定保健指導（動機付け支援）業務を受託し、かつ適切に業務を完了した実績があること。
- (6) 個人情報の取り扱いに関して、一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は I SMS 認証を取得しており、情報管理を適切に行えること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年 政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないことに加え、次の各号のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社法（平成 17 年 法律第 86 号）に基づく会社整理の申立中又は整理手続中である者
  - イ 会社更生法（平成 14 年 法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中である者
  - ウ 民事再生法（平成 11 年 法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中である者
  - エ 破産法（平成 16 年 法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中である者
  - オ 公租公課を滞納している者
  - カ 松戸市から入札参加資格の指名停止処分を受けている者
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定によるもの）でないこと。また、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関わっていないこと。

(9) 松戸市との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を有していること。

## 8. 参加の受付

### (1) 受付期間

平成 31 年 4 月 24 日（水）午前 9 時から

**平成 31 年 5 月 13 日（月）午後 3 時まで（必着）**

※郵送の場合も上記期限必着のこと。

### (2) 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ 守秘義務に係る誓約書（様式 2）

ウ 企業概要（様式 3）

エ 委託業務の実施体制（様式 4）

オ 事業実績（様式 5）

カ 平成 30 年度に市町村国民健康保険の特定保健指導（動機付け支援）  
業務を受託した実績を確認できる書類（契約書の写しなど）

※平成 30 年度受託事業が複数ある場合は直近に事業を完了したもの 1 件

※平成 30 年度に事業を受託していない場合は、過去 5 年間に受託し  
直近に事業を完了したもの 1 件

キ 下記必要書類

① 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の原本

② 印鑑登録証明書の原本

③ 納税証明書（その 3 の 3）の原本

※法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

④ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク登  
録証又は I SMS 登録書の写し

### (3) 体裁及び提出部数

紙媒体により各 1 部

### (4) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 提出先

〒271-8588

松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所本館 2 階  
松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 健診班

(5) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては説明会を行わないため、実施要領、仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 質問受付期間

平成 31 年 4 月 24 日（水）午前 9 時から

平成 31 年 5 月 8 日（水）午後 3 時まで（必着）

イ 提出方法

質問票（様式 6）を使用し、電子メールで提出

電子メールアドレス [mchoken@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchoken@city.matsudo.chiba.jp)

ウ 回答方法

平成 31 年 5 月 10 日（金）までに、参加表明書を提出した全事業者に電子メールで回答する。

(6) 参加の辞退

参加表明書等の提出以降に辞退をする場合は、企画提案書類の提出期限までに辞退届出書（様式 7）を提出すること。

9. 参加資格確認通知の発送

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格を確認し、平成 31 年 5 月 15 日（水）までに、参加決定の可否を電子メール及び書面により通知する。

10. 企画提案書類の提出

参加資格確認通知を受けた事業者は、下記により企画提案書類を提出すること。

(1) 提出期限

**平成 31 年 5 月 17 日（金）午後 3 時まで（必着）**

※郵送の場合も上記期限必着のこと。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（A4 版・任意様式）

※企画提案書は、仕様書の内容をふまえて下記項目を全て含む内容で

A4 版片面 20 ページ以内の任意書式で作成すること。

※企画案はあくまで委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際

の業務遂行にあたっては、逐次松戸市と協議して決定することとなるので留意すること。

- ① 提案者の理解
  - ・事業実施方針
  - ・実施計画
- ② 実施体制
  - ・職員配置（人数、職種等）
  - ・危機管理、個人情報保護対策
  - ・職員の能力向上対策
- ③ 利用促進の工夫
  - ・効果的な利用勧奨
    - － 対象者に送付する案内パンフレット等の例
    - － 利用開始につなげる勧奨内容の例
    - － 対象者情報を受け取ってから初回面接実施までの標準日数
  - ・脱落防止対策
  - ・実施率向上策
- ④ 支援方法
  - ・使用教材等
    - － 使用教材、ツール等の例
    - － 対象者の生活習慣を変化させる工夫
  - ・指導方法
    - － 対象者の特性に合わせた指導の例
    - － 支援終了後の行動継続につなげる工夫
- ⑥ 報告書
  - ・月次及び事業終了後の報告書の例、提出方法
  - ・分析資料の例
- ⑦ 効果検証及び課題明確化

#### イ 提案見積書（様式8）

- (3) 体裁及び提出部数
  - ・電子媒体：1部
  - ※ Microsoft Word、Excel、PowerPoint いずれかで作成したものを、CD-R 又は DVD-R で提出すること。

- ・紙媒体（正本）：1部
- ※ A4 版紙ファイルに、両面印刷をしたア（企画提案書）、イ（提案見積書）の順番で綴り、必要に応じてページ番号・インデックスを付け、表紙にタイトル「平成 31 年度 松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託 企画提案書」及び事業者名を記載すること。
- ・紙媒体（副本）：7部
- ※ 正本と同じ体裁で、表紙、提案書、見積書の内容から事業者名が特定できないよう、必要な措置を講ずること。

(4) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所本館 2 階  
松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 健診班

11. 事業者決定までのスケジュール

| 期 日     |                    | 内 容                               |
|---------|--------------------|-----------------------------------|
| 平成 31 年 | 4 月 24 日（水）        | 参加受付開始                            |
|         | 5 月 8 日（水）         | 質問票受付締切（午後 3 時必着）                 |
|         | 5 月 10 日（金）        | 質問票に対する回答                         |
|         | <b>5 月 13 日（月）</b> | <b>参加受付締切（午後 3 時必着）</b>           |
|         | 5 月 15 日（水）        | 参加資格確認通知                          |
|         | <b>5 月 17 日（金）</b> | <b>企画提案書類締切（午後 3 時必着）</b>         |
|         | <b>5 月 23 日（木）</b> | <b>プレゼンテーション実施</b><br>※時間・場所は別途通知 |
|         | 5 月 27 日（月）        | 優先交渉事業者決定通知                       |
|         | 6 月 1 日（土）         | 契約締結予定                            |

※各期日については、都合により変更する場合がある。

12. 優先交渉事業者の選定

(1) プレゼンテーションの実施

下記要領で、企画提案書類提出者によるプレゼンテーションを実施する。  
プレゼンテーションにおいては、別に定める要綱に基づき設置している

「松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）の委員が審査・評価を行う。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施して、選定の可否を総合的に判断する。

- ア 日 時 **平成31年5月23日（木）** 時間は別途通知
- イ 場 所 別途通知
- ウ 出席人数 1事業者2名以内（現場責任者1名必須）
- エ 時 間 1事業者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）
- オ 留意事項 ① プロジェクター及びスクリーンは松戸市が会場に設置するが、パソコンの貸出は行わない。  
② 説明は事前に提出した企画提案書類のみに基づくこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

## (2) 選定方法及び評価基準

### ア 選定方法

企画提案書類の内容審査結果と、提案見積書による価格審査結果を総合的に判断し、委員会の委員による総合点数が最も高かった事業者（以下「最高得点事業者」という。）を、優先交渉事業者として選定する。

最高得点事業者が複数いる場合は、提案見積価格が最も低い事業者を優先交渉事業者とする。

提案見積価格も同額だった場合は、委員会の委員長による点数が最も高い事業者を優先交渉事業者とする。

### イ 評価基準

選定に係る審査項目、評価の視点、配点等は、別に定める平成31年度「松戸市特定保健指導（動機付け支援）業務委託事業者選定評価基準」による。

なお、同評価基準において「劣っている・記述がない」と評価される項目がある場合は、最高得点事業者であっても原則として優先交渉事業者には選定しないので留意すること。

## (3) 事業者の失格

次いずれかに該当する事業者は失格とし、選定の対象から除外する。

- ア 提案見積金額が、「6. 提案参考額」に記載する金額を超過している場

合。

イ 企画提案書類が、「10. 企画提案書類の提出」に記載する提出期限を過ぎて提出された場合。

ウ 企画提案書類に虚偽又は重大な誤りがあった場合。

エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。

オ 審査の公平を害する行為があった場合。

カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

#### (4) 結果通知

審査結果は、審査終了後に全参加事業者に対して書面で通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

### 13. 契約方法等

#### (1) 契約手続き

松戸市は、優先交渉事業者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整い次第、優先交渉事業者から改めて見積書を徴し、当該見積書の内容を精査したうえで契約を締結する。

#### (2) 契約保証金

契約の締結にあたっては、「見積単価に予定数量を乗じ消費税及び地方消費税の額を加算した契約予定金額」の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、松戸市財務規則第143条第3項第1号の規定により、松戸市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (3) 委託料の支払い

契約は単価契約とし、委託料は、1か月の実施件数に単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を、毎月支払う。

ただし、受託者からの業務完了報告を松戸市が確認したうえで、受託者からの請求書の提出に基づき支払うものとする。

### 14. その他留意事項

(1) 委託事業者の決定までに生じた費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。



- (3) 本提案により知り得た情報を、第三者に漏らすことを禁じる。
- (4) 契約の履行にあたっては、あらかじめ松戸市の書面による承諾を得た場合を除き、業務の一部又は全部を再委託してはならない。

15. 問い合わせ先

松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課

健診班：渋谷、鈴木（明）

TEL 047-366-1121（直通）

FAX 047-361-7016

Email [mchoken@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchoken@city.matsudo.chiba.jp)